地方分権改革推進本部(第14回会合) 議事録

日 時 令和2年12月18日(月) 9時45分~9時50分

場 所 官邸 4 階大会議室

議 題 令和2年の地方からの提案等に関する対応方針について

出席者 菅内閣総理大臣、麻生副総理、武田総務大臣、上川法務大臣、萩生田文部科学大臣、田村厚生労働大臣、梶山経済産業大臣、赤羽国土交通大臣、岸防衛大臣、加藤内閣官房長官、平沢復興大臣、小此木国家公安委員会委員長、河野内閣府特命担当大臣、坂本内閣府特命担当大臣、平井内閣府特命担当大臣、橋本内閣府特命担当大臣、井上内閣府特命担当大臣、葉梨農林水産副大臣、笹川環境副大臣、和田内閣府大臣政務官、國場外務大臣政務官、坂井官房副長官、岡田官房副長官、杉田官房副長官、三ッ林内閣府副大臣

(坂本内閣府特命担当大臣) ただいまから、地方分権改革推進本部第 14 回会合を開催します。

本日の議題は、「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」です。まず、そのポイントについて、私から説明をいたします。

7年目となる本年の提案募集におきましても、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、地方から、259件という多くの御提案をいただきました。

そのうち、特に専門的な検討が必要なものについては、学識経験者による充実した御審議をいただき、また、その他の提案も含めて一つ一つその合理性を吟味した上、丁寧な調整を重ねてまいりました。

その結果、提案が実現するなど対応できるものの割合は、9割となり、関係大臣の御尽力に、深く感謝申し上げます。

実現することとなった具体の提案を見ますと、本年も、提案募集方式ならではの成果が 上がっております。

すなわち、地域の実情にそぐわない制度や運用の見直し等について、地域の具体的事例 に基づく提案をいただき、

- ・国民健康保険資格の職権喪失処理に係る手続の見直し
- ・幼保連携型認定こども園の園庭に関する基準の取扱いの明確化
- ・豚熱ワクチン接種について民間獣医師による実施を可能とする見直し
- ・郵便局において取扱いが可能な地方公共団体の事務の拡大

など、地方の喫緊の課題について、地方の取組を加速化する提案が数多く実現することとなり、現場で困っている多くの支障の解決につながっています。

以上申し上げた対応方針案に基づき、法律改正により措置すべき事項については、次期 通常国会に所要の一括法案等を提出することを基本としております。

それでは、御意見のある方は御発言をお願いいたします。

それでは、議題に関し、「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」について、 資料2-2のとおり、決定することに御異議ございませんか。

【異議なし】

ありがとうございました。

それでは、各大臣におかれましては、ただいま決定した対応方針に沿って、法案化作業等に協力をお願いします。

また、政省令の整備や通知の発出により措置する事項等につきましても、地方からの提案の趣旨を踏まえ、迅速・丁寧に対応していただきますようお願いいたします。

また、私といたしましても、今後とも、できるだけ多くの地方公共団体に提案を出して いただけるよう努めてまいります。

なお、この対応方針は、この後、閣議においても決定する予定でございます。 ここで、報道関係者の入室をお願いいたします。

(報道入室)

(坂本内閣府特命担当大臣) 結びに本部長である総理より御挨拶をいただきます。

(**菅内閣総理大臣**) 地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を 図るための基盤となるものであります。

地方分権改革に関する提案募集方式は、本年で7年目になりますが、地方から数多くの 提案を頂き、きめ細かく検討した結果、本日、その9割の提案の実現を図る対応方針を決 定いたしました。

「活力ある地方を創る。」これは菅内閣の最重要政策の一つであります。各大臣にあっては、本日決定した「対応方針」に基づいて、強いリーダーシップを発揮し、一つ一つの施策を着実に実現していただきますように、お願い申し上げます。

(坂本内閣府特命担当大臣) ここで、報道関係者の方は退室をお願いいたします。

(報道退室)

(坂本内閣府特命担当大臣) それでは、以上で地方分権改革推進本部の第 14 回会合を終了 します。

ありがとうございました。

(以上)

(速報のため事後修正の可能性あり)